

## 高山寺所蔵釋摩訶衍論論義草紙背文書

歴史研究室

高山寺（京都洛西桐尾）には多数の聖教類が蔵されていることは著名である。その中第139函には聖教の断簡が多数収められているが、これまで未整理のままになっていたため、ひとまず応急の整理を行ったところ、紙背文書をもつ論義草かと認められるものの断簡が多数含まれていることが明らかとなった。その体裁には、袋綴装と卷子装の二種類があり、又料紙の寸法にも相違がある。しかしその筆跡は同じであり、しかもその本文は「問云々」とあって問答形式をとり、同じ性格の本と考えて差支えないようである。その中の一つには「釋摩訶衍論卷第十」の内題があり、又その表紙にも「第十」とあって、それらは体裁に相違はあるにせよ釋摩訶衍論の論義草と考えて差支えないのではなかろうか。なおその奥書は次の如くである。「建仁二年七月二十九日未時書了

生年二十四 仏子祐覚本也」

又卷子装の中にも、（巻次未詳）

「建久七年<sup>丙</sup>正月二日<sup>巳</sup>於五室房午時書了」

の奥書があり、これらはいずれも建久年間末頃から建仁二年頃の数年間にわたって、書かれたようである。

その紙背文書中には文治・建久・建仁等の年号のものも見えており、書写の時期に比較的近い頃の文書のようなものである。論義草紙背文書の数は少ないため、ここでは特に内容上注目すべきものを11点選んでここに紹介する。なお文書名の下（ ）内の数字は、現在原本に付けられている整理番号である。

（1）には粉河寺の二月千手会のことが見えている。（3）の「尊勝院御房令補別当給て候へとも」とは、東大寺尊勝院弁曉が東大寺別当となった時のことで建久10年のものであろう。雑賀庄は紀伊国海部郡にある。（4）の「当寺鎮守八幡」とは東大寺八幡宮のことである。又「大仏四天之御拜見大切候歟」とあるのは、復興なった大仏を拜見することを薦めたもので興味深いものである。又（5）は伊賀国柘植庄関係のもので、大仏のことも見えている。（6）には「あけちのみたう（御堂）」修理の勧進のため、まず「国の守護のみたち」へ行って後、「国中の大名のとはらは」以下に奉加を求めようとしたことが記されている。「あけちの御堂」所在の国名は詳かにしえなかったが、国における勧進に際してまず守護のもとへ行ったということは、国内における守護の権威がいかに大きかったかということをよく物語っている。守護はその国の国衙在庁に対する指揮権をもっていたが、その権威を籍りことは在庁以下有力領主層に対する勧進などを成功させる上においても重要なことであつたようである。（7）には河内国貴志庄のことが見えている。（8）についてはなお文意の明瞭でないところがあるが、父親と娘婿との関係が見えている。又「夜田菫」はすでに鎌倉時代初期に罪科の一つとされていたことが知られる史料である。又（9）（10）（11）は替米、借米、借錢に関する史料の一つである。

（田中 稔）

うし候、尤といさゝかの御奉加の候□きに候、  
又みから一人してかなう□しく候しかは、も  
り沢おんつかるに□うしつので候しかは、け  
た□□すり□□□

(中欠)

八月九月

□お□やうくきたてつかまつるへきよし□  
□ふひま□く候ひつるところに、おんつか□  
もり沢くたり候はぬあめた、たひひくさ□つ  
かまつり候ひて、ことしかなはず候、みか□と  
しまかりより候う多に、もり沢お□使ひま  
かりくたり候はずは、かのものく□つらに  
くちうせ候ひなんすとおほえ候、□ま多てこ  
よのとき御威のす多をも□、このみたうを修  
理つかまつり候はんと□し候ゆへに、もり沢  
をんつかるかまかり□たり候へかして、おと  
ふたま多候ニ候、□とおきあみたにて候へ  
は、諸事一々ニくはしくまうし候はず候て、  
後々日委□申候、恐々、

十二月六日

僧運西申文

進上預所殿御節

(7) 氏名未詳書状 (後欠) (四一—五)

御文委承給候了、又注文一通拝見仕候了、万  
事故御房之御非常以後ハ、偏貴房恐候トモ、  
師請上ニ、父母トモ愚まいらせて候、阿闍梨  
御房ニハ、御料飯ハカリニテコソ候、當国候天  
白黒明候天、如形所ヲ沙汰仕候モ、偏貴房御  
トクニ候也、後にともかとも貴房之ヲホンメ

サムサマニ候ヘシ、但届ニヒトツモ御處分候ハ  
、水栖之□内石手島北二段、貴志御庄ニ阿闍  
梨御房御坐時たはんと仰候き、若虚言ヲ申候  
ハ、仏神ノニクマレカフリ候ヘシ、貴房王□  
房ハナチマイラセテ、禪聖御處分候マシトハ  
、何人の候ニカ候ラム、不審候事也、善悪申  
ヘキニ候寸、貴房ノ御ハカラヒ候ヘシ、又今  
二三日間令參候天、委細申上候ヘシ、又此明  
音房候ヘシ、又弘田巧音分

(後欠)

(8) 僧某申文 (五一—四)

(端裏充書)

申文

一立行カムコ五郎ト申候男ハ、去年ノ九月ニ  
自身ハ不堪□身ニテ候ヘハ、コノ男ヲ可仕  
御由候シカハ、ツホモチニモ召仕ワシマシ  
候、然ニ立行所勞ノ者ニテ候ヘハ、万事ム  
コヲタノミテ田地分作セ候、依之丁寧ニワ  
ラヒヲホリ、田ヲ作養候處、葉丸丸名一段  
大之内、一段ハムコノ分ニ定候了、此月ニ  
メヲサリ候時、ムコ并ムスメヲ出□候時、  
件田ヲ返シ取ト相論仕候、然ニ仰ヲ相待候  
間、或ハ五郎房ヲ夜田カリタ申、或ハ本  
ノメヲウチクエフミテ候、一々ニ以外ノヒ  
カコトニテ候、鼻三君ノモトヨリ消息候、  
コラム候ヘシ、當時ハ各御聞苦モ□候トテ、  
鼻三君ヲモコシラヘテ候、稱ハ隨□候ハム  
トテ置テ候、タヒ候ヘシ、鼻三君ハツヨク  
申サレテ、各立行カ□煩可候歟、  
一鏡持ハ土屋ノ具足ヒキハタラカサレ候ト□  
□奉返之由申候、敷板ハコホチテ候、持仏  
堂□ノキ曾木ヲコホチ可返之事ニ候ヲ

ム□  
九月一日

(9) 明慶書状 (七一—一八)

惠光房ノ便ノ日記不給候之已前ニ、四石五斗  
ノ供米ヲハ、南宗カ米ニ四斗六升、山東ノ倉ノ  
預カ不申先ニ六斗倉ニ留テ候、ソレモ今一  
斗余ハ不足ト申候也、隨善登テ可沙汰仕事ニ  
候、惠光房ノ借文ニ五斗立用、コレソ今度ノ日  
記ニハ、不注候、万徳カ替米、明慶カ替米、  
手代ト皆如数記候了、其残ハ候也、小豆ノ四  
斗下テ候也、謹言、  
二月廿日 明慶上

(10) 僧徳□米借文 (七一—二〇)

謹辞 借請米事

合老石伍斗者

右件米、以来年夏季供米、可返納之状如件、  
建久三年十二月卅日 僧徳□

(花押)  
○10号下同ジ

(11) 僧立珍米借文 (八一—二)

(端裏書)

「惠光房三斗」

謹辞 借請米事

合伍斗者

右件米、以所下時可弁進之状如右、  
建仁二年五月六日 僧立珍

(花押)

○10号下同ジ

此料不候故如此申候、到来御米若一石之所  
下候歟、仰候故五斗借文入候也、

釋摩訶衍論義草紙背文書

(1) 僧隆西申文 (一一五)

(端裏充書)

「切封」

謹上 実殿御房まいる

僧隆西申文

廿日之比ニク 粉河寺ノ二月千手会ノ舞ヲ、  
タリ候ヘキニ 陽寿ニセサセ候ハヤト思給候、  
テ候也、クハ 如何幼少当初ヨリ観音命助ニ  
シキ事陽寿申 候、尤可然候ト思給候也、  
候ヘシ

可然候ハ、正月

御山も世間大事に候覽、□此陽寿をまいらせ  
候こそ返々無心候へ、此石定法師か朝夕食物  
不令持候、返々浅猿候、不及力候也、大事ハ  
如形事ハ成して候か、餓死一定の事に候也、  
万事計略盡て候也、御山へハ諸国より物の上  
候へハ、諸事心にくゝ候、もし借物など候は  
ん時ハ、小分なりともたつねて可給候也、  
見參之時如令申候、此小童ハ御心にあかせお  
へしまさゝらん、きはういかにも〳〵御教訓  
候て、学文をも行をもせよとヲホせ候へく候、  
ヲヤノコ、ロイカ、ト不可思召候、アナカシ  
コ〳〵、又モシ二三日ヤシナハセヲハンマンシ  
候ナンヤ、入堂ヲ仕候ハ、ヤト思給候ニ、一  
昨冬候ハム、一切糧料も候ハネハ、エヲモヒ  
タチ候ハヌニ候仁事者、石定法師可令申候也、  
十二月廿八日 僧隆西申文

(2) 僧円入貢上状 (一一三)

貢上

僧円入

右進上如件

文治元年五月十三日

(3) 僧隆玄書状 (一一九)

(前欠)

大事ニ候者、日比を使人ニ可仰給候、十市庄  
より可沙汰進候也、又來月御影供之比ハ、相  
構天參せばやと思給候、御退出又大事ニ候者、  
其時まれ可申承候也、いそき思召事ならば、  
今月必々可令渡給候也、早々使人ニ委可仰給  
候、

尊勝院御房令補別当給て候へとも、為隆玄別  
慶賀なく候□下司目代と申ことは、雜賀庄の  
上ニ副給て給へとも、無指得分候事□候へハ、  
いかにても候なん、其間事も見參ニ申候へく  
候、恐々謹言、

(弁曉)

六月十八日 隆玄

六月十八日

隆玄

(切封)

実殿御房 御返事

隆玄

(4) 氏名未詳書状 (後欠) (一一〇)

かならず〳〵 此賢惠房上人ハこれニテより  
此人しるし 年來の知人ニ候、而依所勞參  
て可令進給候、詣のしるし申語と被申候也、余  
あなかし〳〵 人のをハさゝせたまはずと□  
今月四日御消息鍵以拜見、不審之處、悦承候  
了、

參詣候事、今月中ハ旁指合候之間、不可叶候  
也、常葉会之間、京下之人雜〳〵見沙汰仕事候、  
又自廿日當寺鎮守八幡春季御八講五ケ日出仕  
候之間、今月ハかた〳〵恩々無極候也、可被  
仰合事何事候哉、尤不審候、此月之月中ニ可  
被仰之事ニ候者、白地ニ御退出候へかし、

且ハ大仏四天之御拜見大切候歟、伝馬なんと  
も其方ニテ

(後欠)

(5) 心阿弥陀仏書状 (二一八・九)

(懸紙充書)

「栢植御庄預所殿まいる 心阿弥陀仏上」

今日たまはり候て明日可進上申候也、  
わざと令申候、當御庄之所當不熟駄賃なんと  
を訴候ひしあひた、いまに不令進上候、より  
て令申候也、御領内したゝかに候はん馬十二  
十疋はかりたまはるへく候、駄賃かきり候  
ことに候、いそきたまはり候へきに候、かや  
うの事を申候ハ、きやめてはゝかり候ことに  
候へとん、且大仏のをんみやつかひニおほし  
めしてたまはるへく候、けむちむををろした  
ふへく候、恐々謹言、

十二月廿日 心阿弥陀仏(花押)

(6) 僧運西申文 (二一〇・二二)

毎年の勤行とつかまつり候うゑに、ことしの  
をんいのりにやくしく百座并仁王經百部仁王  
講百座勤行つかまつりて候、その巻数まいら  
せあげ候、

その中ニ殊ニ申上候あけちのみたう修(理カ)事、  
召候はぬあめた、无縁のひしりをすゝめ(候カ)□、  
奉加の帳をつくりて、国の守護みちをはし  
めまいらせ候ひて、国中の大名のとの(は)ら(は)を  
すゝめまいらせ候へは、あけちのみたうの事  
ニハ尤と、あつかり所との〳〵御奉加ある□し、  
そのときにおの〳〵ほうかすへきよし、大名  
のとのほらお□候、さりながらみたちは奉加  
候、国中をあまねくすゝめ候はんか□めにま